

上 告 受 理 申 立 書

令和3年3月2日

最高裁判所 御中

申立人 多田 雅史 印

当事者の表示

申立人（1審原告・控訴人）

（送達場所） 〒458-0021

愛知県名古屋市緑区滝ノ水2丁目1702番地の11

多田 雅史

電話番号 080-1566-3428

相手方（1審被告・被控訴人）

〒564-8565

大阪府吹田市岸部新町6番1号

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

理事長 小川 久雄

損害賠償請求上告受理申立事件

訴訟物の価格 金500万円

貼用印紙の額 金6万円

上記当事者間の名古屋高等裁判所令和2年（ネ）第623号損害賠償請求控訴事件（原審・名古屋地方裁判所令和元年（ワ）第5202号）について、申立人は令和3年2月18日に言い渡された判決に不服であるから、請求金額のうち金500万円について、一部上告受理を申し立てる。

第1 第2審判決の表示

主文

- 1 本件控訴及び控訴人が当審で拡張した請求をいずれも棄却する。
- 2 当審における訴訟費用は控訴人の負担とする。

第2 上告受理申立の趣旨

- 1 本件上告受理申立を受理する。
- 2 原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。
との、判決を求める。

第3 上告受理申立の理由

- 1 相手方は、本件訴訟の基礎となった本件医療事故の第1審訴訟（名古屋地方裁判所 平成29年3月17日判決言渡 平成25年（ワ）第5249号損害賠償請求事件、甲1）について、第2審へ控訴（名古屋高等裁判所 平成30年6月28日判決言渡 平成29年（ネ）第322号 損害賠償請求控訴事件、甲6）した時点において、本件医療事故の原因薬物（ベンゾジアゼピン系薬物）の医薬品添付文書が、同29年3月21日、すでに改訂された事実を知っており（甲11）、かつ、その直後の同年4月25日、改訂の内容を相手方院内の医療者にも周知しながら、その改訂及び周知の事実を否定する理由により第2審へ控訴したが（甲36）、本件の第1審判決及び第2審判決は、それらを事実誤認し、同医薬品添付文書の改訂及び周知にかかる医療事故訴訟の最高裁判例に違反した。
- 2 相手方は、本件医療事故の第1審訴訟の仮執行宣言付き判決の強制執行停止決定申立書（甲27）において、「原判決若しくは支払督促の取消し若しくは変更の原因となるべき事情がないとはいえないこと」（民事

訴訟法 403 条 1 項 3 号の疎明事項の前段) について、疎明していないにもかかわらず、本件の第 1 審判決及び第 2 審判決は、疎明されていない事由により、上記の強制執行停止決定申立書及び同決定（平成 29 年（モ）第 98 号強制執行停止決定申立事件、甲 28）が適法と誤審して、同法同条の解釈適応を誤った。

- 3 相手方は、上記の強制執行停止決定申立書において、「執行により著しい損害を生ずるおそれがあること」（民事訴訟法 403 条 1 項 3 号の疎明事項の後段）につき疎明したが、相手方は資本金 286 億 9181 万 1356 円の国立法人であり（履歴事項全部証明書）、100 万円余りの損害賠償金の強制執行を受けても何の損害も生じないことが明らかであり、かつ、本件の第 1 審及び第 2 審並びに相手方自身も「強制執行により相手方が著しい損害を生ずるおそれがないこと」を認めているにもかかわらず、本件の第 1 審判決及び第 2 審判決は、上記の強制執行停止決定申立書及び同決定が適法と誤審して、同法同条の解釈適応を誤った。
- 4 上記の強制執行停止決定申立書及び同決定により、本件医療事故の第 1 審訴訟の勝訴者である申立人は権利を早期に実現する機会を奪われ、双方当事者間の利益のバランスを欠いたものとなったが、本件の第 1 審判決及び第 2 審判決は、民事訴訟法 259 条（仮執行の宣言）及び同 403 条（執行停止の裁判）の解釈適応を誤り、かつ、精神障害者として治療中の申立人への医療費の給付を停止させて、申立人の生命及び身体が侵害される重大な損害を与えた事実について、判断の遺脱がある。
- 5 第 2 審判決は、第 3 当裁判所の判断の 1 項の（2）イ項で、『本件期間の後に本件改訂（厚生労働省文書発出ないし添付文書の改訂）があったからといって、本件期間当時の医療水準を構成する医学的知見に照らした上記注意義務違反等の有無に係る判断が直ちに左右されるものではなく、別件第一審判決に「変更の原因となるべき事情がない」という

ことにはならないから、本件改訂の事実が認められ、このことを被控訴人が当然知り得る立場にあったからといって、被控訴人が、本件申立ての際、控訴審で別件第一審判決の取消し若しくは変更の原因がないと認識し、あるいは容易に認識することができたと判断することはできない。』とする。しかしながら、その最高裁判例の適応は、(1)相手方の注意義務違反等の有無に係る判断の場面における本件医療事故当時の医療水準にのみ適応されるものであり、(2)本件医療事故の真の原因及び事故の事実は、当然、最新の医薬品添付文書で明らかにされた医学的知見に基づいて判断されるべきものである。特に、本件医療事故の第1審訴訟及び第2審訴訟の審理の間の時点において、本件医療事故の原因薬物（ベンゾジアゼピン系薬物）の最新の医薬品添付文書が改訂されたため、(2)本件医療事故の真の原因及び事故の事実は、当然、最新の医学的知見で判断されるべきである。

ところが、本件医療事故の第2審判決並びに本件第1審判決及び第2審判決は、(2)本件医療事故の真の原因及び事故の事実の認定までも、原因薬物の最新の医学的知見を排除して、本件医療事故当時の医療水準により判断したため、本件医療事故の実態そのものが現行の医学的知見と齟齬が生じており、その結果、(1)相手方の注意義務違反等の有無に係る判断にも誤りが生じている。

よって、本件の第1審判決及び第2審判決は、それらを錯誤して、最新の医薬品添付文書で明らかにされた医学的知見を否定・排除し、同医薬品添付文書の改訂及び周知にかかる医療事故訴訟の最高裁判例の解釈適応を誤った。

6 以上の詳細は、追って、上告受理申立理由書を提出する。

付 属 書 類

- | | | |
|---|--------------------|-----|
| 1 | 申立書副本 | 1 通 |
| 2 | 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） | 1 通 |

以 上

<以下、別件、修正必要>

損害賠償請求控訴事件

訴訟物の価格 金 2 0 0 0 万円

貼用印紙の額 金 1 2 万円

上記当事者間の名古屋地方裁判所令和元年（ワ）第 5 2 0 2 号 損害賠償請求事件について、令和 2 年 8 月 2 0 日、言い渡された判決に全部不服であるから、控訴人（1 審原告）は控訴を提起する。

第 1 原判決の表示

主文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第 2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人（1 審被告）は、控訴人（1 審原告）に対し、控訴人の損害の内の金 2 0 0 0 万円及びこれに対する仮執行宣言のある判決（平成 2 5 年（ワ）第 5 2 4 9 号 損賠賠償請求事件）の判決言渡日の平成 2 9 年 3 月 1 7 日から支払済みに至るまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第 1 及び 2 審とも、被控訴人の負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求める。

第 3 控訴の理由

詳細は、追って控訴理由書を提出する。

付 属 書 類

- | | | |
|---|---------|-----|
| 1 | 控訴状副本 | 1 通 |
| 2 | 登記事項証明書 | 1 通 |

以 上